

特集

- 5月11日から「春の全国  
交通安全運動」を実施…2・3  
統一地方選挙の結果……4  
平成7年度の区長さんが  
決まりました……………5  
年金のおはなし・いきい  
き生涯学習……………6・7  
フォトニュース・わだい  
……………8・9  
市長のフリートーク・キ  
ラリ市民……………10・11  
読者のページ……………12  
お知らせ……………13~15

広報 '95

さって

5

No.373

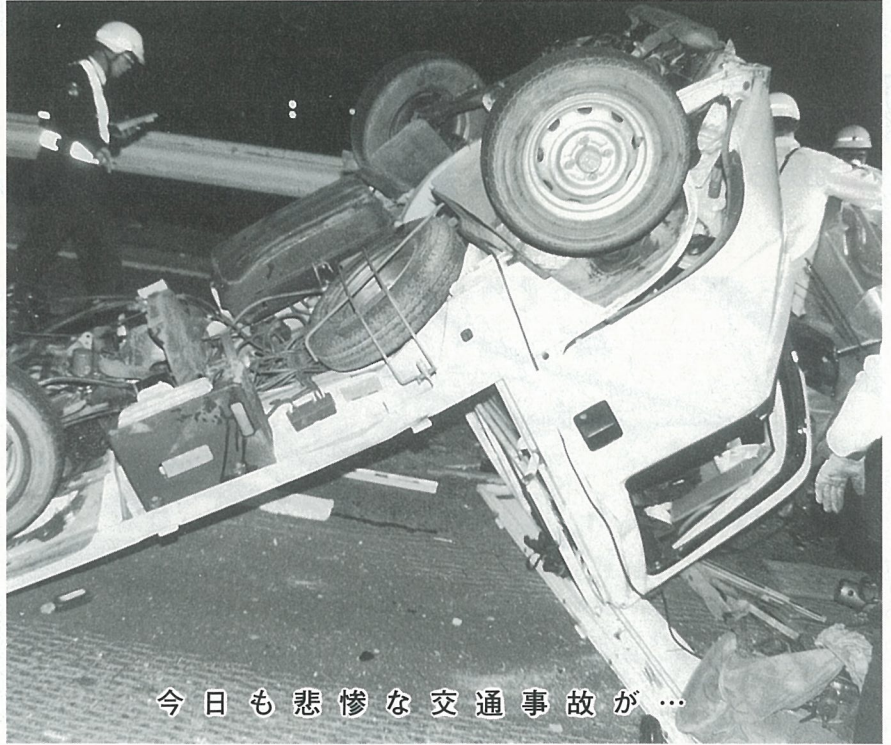
KOUHO SATTE



さくらマラソン大会

# 5月11日から「春の全国交通安全運動」を実施 家族から広げよう 交通安全の輪

平成7年5月11日(木)から20日(土)まで、「春の全国交通安全運動」が全国で一斉に展開されます。市でも幸手市交通安全対策協議会や幸手警察署など関係機関・団体が、実施要綱に基づいてこの運動を推進していきます。つぎのような点を重点目標としていますので、家庭でも交通安全に関する話し合いの機会をつくり、「家族から広げよう交通安全の輪」をスローガンにして幸手市から悲惨な交通事故をなくしましょう。



今日も悲惨な交通事故が...

## 運動の重点目標

○シートベルトの正しい着用の徹底

○子どもと高齢者の交通事故防止

○無謀運転の追放

(1) 若者による無謀運転の追放

(2) 飲酒運転の追放

〔シートベルトを正しく着用しましょう〕

平成6年中の県内での自動車乗車中の死者のうち、81・7%がシートベルト非着用者でした。

(表1) シートベルトを締めずに運転して事故に遭っている人が多いことがわかります。締めない理由は、つぎのとおりです。

○今まで事故を起こしたことがない

○自分は事故を起こさない

○距離が短い

○低速度なら衝撃は小さいなどです。しかし、統計的に見ると、

○ドライバーの60人に1人が事故の当事者になっている

○死亡事故の大半が無事故ドライバーによるもの

○交通事故の半分以上は運転開始後30分以内に発生している

○事故死者の約4割はもらい事故による

○手足で支えられる衝撃は時速約7キロが限度

自動車動き始めればどんな危険があるかわかりません。自分だけは大丈夫とはいえないのです。もしもに備えて、正しくシートベルトを着用する習慣をつけましょう。

〔子どもと高齢者を事故から守りましょう〕

子どもと高齢者の交通事故では、自転車や歩行者の割合が非常に高くなっています。(表2) 一般的には、自動車、自転車、歩行者などが同じ道路を通行し、この中で全身をさらけだしている自転車や歩行者はたいへん弱く、危険度も高くなります。

子どもや高齢者には、事故に

表1

| 年次   | 非着用A       | 非着用B        | 装着         | 自動車乗車中の交通事故死者数 |
|------|------------|-------------|------------|----------------|
| 平成4年 | 56人(30.1%) | 95人(51.1%)  | 35人(18.8%) | 186人           |
| 平成5年 | 75人(38.0%) | 101人(51.3%) | 21人(10.7%) | 197人           |
| 平成6年 | 60人(36.6%) | 74人(45.1%)  | 30人(18.3%) | 164人           |

0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 (%)

A シートベルト非装着 (装着していれば、助かったと予想される事故)  
 B シートベルト非装着  
 シートベルト装着



# ◆県議会議員選挙

## 無投票当選

秋谷昭治 64歳 自由民主党 医師

# ◆市議会議員選挙

|    | 得票数       | 氏名    | 性別 | 年齢 | 党派    | 職業    |
|----|-----------|-------|----|----|-------|-------|
| 当選 | 1,332,245 | 渡辺勝夫  | 男  | 50 | 無所属   | 建築士   |
| 〃  | 1,295     | 内田雄司  | 男  | 51 | 無所属   | 行政書士  |
| 〃  | 1,282     | 佐伯圭司  | 男  | 62 | 無所属   | 会社役員  |
| 〃  | 1,268     | 武藤寿男  | 男  | 51 | 無所属   | 農業    |
| 〃  | 1,251,050 | 青木章   | 男  | 36 | 無所属   | 会社役員  |
| 〃  | 1,135,149 | 小森谷昭  | 男  | 40 | 無所属   | 設計士   |
| 〃  | 1,126     | 竹内孝   | 男  | 46 | 無所属   | 農業    |
| 〃  | 1,082     | 吉良英光  | 男  | 47 | 無所属   | 僧侶    |
| 〃  | 1,060,258 | 田口勝哉  | 男  | 48 | 無所属   | 会社員   |
| 〃  | 1,033     | 増田育夫  | 男  | 45 | 公明党   | 会社相談役 |
| 〃  | 1,012     | 吉羽武夫  | 男  | 52 | 無所属   | 農業    |
| 〃  | 934       | 高野優   | 男  | 46 | 無所属   | 会社役員  |
| 〃  | 931       | 佐勝喜美  | 男  | 65 | 公明党   | 政党役員  |
| 〃  | 921       | 島田仲次  | 男  | 65 | 無所属   | 鉄骨業   |
| 〃  | 913       | 広川正   | 男  | 57 | 無所属   | 僧侶    |
| 〃  | 907,893   | 渡辺美智子 | 女  | 43 | 公明党   | 無職    |
| 〃  | 905       | 大久保忠三 | 男  | 55 | 日本社会党 | 会社員   |
| 〃  | 897,861   | 渡辺誠   | 男  | 60 | 無所属   | 建築業   |
| 〃  | 887       | 大平泰二  | 男  | 46 | 日本共産党 | 会社役員  |
| 〃  | 773       | 熊倉完治  | 男  | 52 | 公明党   | 団体役員  |
| 〃  | 757       | 高崎清治  | 男  | 46 | 日本共産党 | 団体役員  |
| 〃  | 755,799   | 小森谷辰雄 | 男  | 60 | 無所属   | 農業    |
| 〃  | 747       | 森田幸一  | 男  | 71 | 無所属   | 農業    |
| 〃  | 706       | 岩上幸二  | 男  | 56 | 無所属   | 会社役員  |
| 〃  | 691       | 石川廣雄  | 男  | 55 | 無所属   | 会社社長  |
| 〃  | 654       | 野澤謙政  | 男  | 55 | 無所属   | 会社員   |
| 〃  | 647       | 張替勝太郎 | 男  | 57 | 無所属   | 肥料販売  |
| 次点 | 635       | 加藤弘三  | 男  | 62 | 無所属   | 会社員   |
|    | 624,741   | 田中素子  | 女  | 52 | 無所属   | 主婦    |
|    | 615       | 高田佑   | 男  | 56 | 無所属   | 自営業   |
|    | 602       | 白田秀二  | 男  | 52 | 日本社会党 | 会社役員  |
|    | 598       | 海老原宜夫 | 男  | 49 | 日本社会党 | 保険代理業 |

## 統一地方選挙の結果

市議選の投票率は68・62%  
(3前・83回減比)

統一地方選挙として4月9日に県議会議員選挙、23日には市議会議員選挙が行われました。先に行われた県議会議員選挙は無投票となり、また市議会議員選挙では、激戦の結果27人の市議会議員が選出されました。新しく選ばれた市議会議員のみなさんの任期は5月3日から4年間、今後の市政の方向づけや市民の要望、意見を行政に反映されるようご活躍していただきます。

(敬称略)

| 区 名        |       | 区 長 名                                                                                                         |                                                                                                               | 区 名                                                                                                 |                                                                                                 | 区 長 名                                                                                       |                                                                                                   | 区 名                                                                                               |                                                                                             | 区 長 名                                                                             |  |
|------------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|--|
| 中 1 丁目     | 1 区   | 中 村 有 友                                                                                                       | 三 ツ 家                                                                                                         | 吉 田 好 男                                                                                             | 下 吉 羽 下                                                                                         | 小 島 康 至                                                                                     | 島 利 持 村 田 川 原 澤 沢 井 本 田 部 原 崎 貴 木 上 場 原 山 加 平 馬 原 中 谷 中 井 丸 川 本 川 木 橋 高 辺 熊 塚 原 野 日 江 木 水 藤       | 茂 倉 野 増 小 茂 栗 小 熊 新 石 松 増 日 折 尾 奥 坂 鈴 後 秋 栗 遠 村 兼 国 栗 田 古 田 有 西 細 榎 細 佐 高 小 渡 大 石 海 高 春 島 鈴 清 岡 加 | 至 雄 操 茂 二 子 市 治 晴 光 男 功 信 男 男 剛 郎 也 一 一 昇 稔 朗 芳 登 司 子 行 子 子 夫 子 男 子 子 子 二 進 夫 吉 栄 征 信 夫 男 雄 | 康 英 進 喜 喜 安 清 隆 幸 秀 一 新 徹 貞 孝 正 重 正 章 典 か 都 澄 美 八 昭 勝 和 章 芳 圭 て 雄 宜 省 光 優 明 迪 好 益 |  |
| 〃 2 区      |       |                                                                                                               |                                                                                                               |                                                                                                     |                                                                                                 |                                                                                             |                                                                                                   |                                                                                                   |                                                                                             |                                                                                   |  |
| 〃 3 区      |       |                                                                                                               |                                                                                                               |                                                                                                     |                                                                                                 |                                                                                             |                                                                                                   |                                                                                                   |                                                                                             |                                                                                   |  |
| 〃 4 区      |       |                                                                                                               |                                                                                                               |                                                                                                     |                                                                                                 |                                                                                             |                                                                                                   |                                                                                                   |                                                                                             |                                                                                   |  |
| 朝 日 プラザ 幸手 | 1 区   | 朝 日 飯 安 内 佐 角 大 中 野 青 倉 藤 苦 鈴 田 小 阿 秋 芳 駒 田 石 島 高 岡 井 丸 川 吉 高 神 小 森 折 阿 大 山 樋 木 増 比 菅 中 新 白 原 原 佐 久 間 田 部 田 川 | 中 三 飯 安 内 佐 角 大 中 野 青 倉 藤 苦 鈴 田 小 阿 秋 芳 駒 田 石 島 高 岡 井 丸 川 吉 高 神 小 森 折 阿 大 山 樋 木 増 比 菅 中 新 白 原 原 佐 久 間 田 部 田 川 | 田 木 石 根 形 口 川 田 竹 尾 谷 葉 井 井 山 島 井 沢 森 森 川 森 鹿 瀬 部 村 塚 木 岸 田 原 間 田 島 司 田 村 里 安 川 部 橋 口 田 川 原 場 林 澤 川 | 宿 島 島 地 戸 原 合 地 野 台 瀬 島 岡 下 中 上 木 地 上 東 野 野 間 A B A B C D A B C D A B C D E F G H A B C A B C D | 島 利 持 村 田 川 原 澤 沢 井 本 田 部 原 崎 貴 木 上 場 原 山 加 平 馬 原 中 谷 中 井 丸 川 本 川 木 橋 高 辺 熊 塚 原 野 日 江 木 水 藤 | 茂 倉 野 増 小 茂 栗 小 熊 新 石 松 増 日 折 尾 奥 坂 鈴 後 秋 栗 遠 村 兼 国 栗 田 古 田 有 西 細 榎 細 佐 高 小 渡 大 石 海 高 春 島 鈴 清 岡 加 | 至 雄 操 茂 二 子 市 治 晴 光 男 功 信 男 男 剛 郎 也 一 一 昇 稔 朗 芳 登 司 子 行 子 子 夫 子 男 子 子 子 二 進 夫 吉 栄 征 信 夫 男 雄       | 康 英 進 喜 喜 安 清 隆 幸 秀 一 新 徹 貞 孝 正 重 正 章 典 か 都 澄 美 八 昭 勝 和 章 芳 圭 て 雄 宜 省 光 優 明 迪 好 益           |                                                                                   |  |
| 中 2 丁目     | 2 区   |                                                                                                               |                                                                                                               |                                                                                                     |                                                                                                 |                                                                                             |                                                                                                   |                                                                                                   |                                                                                             |                                                                                   |  |
| 〃 1 区      |       |                                                                                                               |                                                                                                               |                                                                                                     |                                                                                                 |                                                                                             |                                                                                                   |                                                                                                   |                                                                                             |                                                                                   |  |
| 中 3 丁目     | 2 区   |                                                                                                               |                                                                                                               |                                                                                                     |                                                                                                 |                                                                                             |                                                                                                   |                                                                                                   |                                                                                             |                                                                                   |  |
| 〃 3 区      |       |                                                                                                               |                                                                                                               |                                                                                                     |                                                                                                 |                                                                                             |                                                                                                   |                                                                                                   |                                                                                             |                                                                                   |  |
| 〃 4 区      |       |                                                                                                               |                                                                                                               |                                                                                                     |                                                                                                 |                                                                                             |                                                                                                   |                                                                                                   |                                                                                             |                                                                                   |  |
| 市 営 住 宅    | 1 区   |                                                                                                               |                                                                                                               |                                                                                                     |                                                                                                 |                                                                                             |                                                                                                   |                                                                                                   |                                                                                             |                                                                                   |  |
| 〃 2 区      |       |                                                                                                               |                                                                                                               |                                                                                                     |                                                                                                 |                                                                                             |                                                                                                   |                                                                                                   |                                                                                             |                                                                                   |  |
| 〃 3 区      |       |                                                                                                               |                                                                                                               |                                                                                                     |                                                                                                 |                                                                                             |                                                                                                   |                                                                                                   |                                                                                             |                                                                                   |  |
| 〃 4 区      |       |                                                                                                               |                                                                                                               |                                                                                                     |                                                                                                 |                                                                                             |                                                                                                   |                                                                                                   |                                                                                             |                                                                                   |  |
| 〃 5 区      |       |                                                                                                               |                                                                                                               |                                                                                                     |                                                                                                 |                                                                                             |                                                                                                   |                                                                                                   |                                                                                             |                                                                                   |  |
| 〃 6 区      |       |                                                                                                               |                                                                                                               |                                                                                                     |                                                                                                 |                                                                                             |                                                                                                   |                                                                                                   |                                                                                             |                                                                                   |  |
| 中 5 丁目     | 1 区   |                                                                                                               |                                                                                                               |                                                                                                     |                                                                                                 |                                                                                             |                                                                                                   |                                                                                                   |                                                                                             |                                                                                   |  |
| 〃 2 区      |       |                                                                                                               |                                                                                                               |                                                                                                     |                                                                                                 |                                                                                             |                                                                                                   |                                                                                                   |                                                                                             |                                                                                   |  |
| 〃 3 区      |       |                                                                                                               |                                                                                                               |                                                                                                     |                                                                                                 |                                                                                             |                                                                                                   |                                                                                                   |                                                                                             |                                                                                   |  |
| 〃 4 区      |       |                                                                                                               |                                                                                                               |                                                                                                     |                                                                                                 |                                                                                             |                                                                                                   |                                                                                                   |                                                                                             |                                                                                   |  |
| 西 1 丁目     | 倉 崎 崎 |                                                                                                               |                                                                                                               |                                                                                                     |                                                                                                 |                                                                                             |                                                                                                   |                                                                                                   |                                                                                             |                                                                                   |  |
| 長 川 川      | 1 丁目  |                                                                                                               |                                                                                                               |                                                                                                     |                                                                                                 |                                                                                             |                                                                                                   |                                                                                                   |                                                                                             |                                                                                   |  |
| 下 向 2 丁目   | 1 区   |                                                                                                               |                                                                                                               |                                                                                                     |                                                                                                 |                                                                                             |                                                                                                   |                                                                                                   |                                                                                             |                                                                                   |  |
| 香 日 向 2 丁目 | 2 区   |                                                                                                               |                                                                                                               |                                                                                                     |                                                                                                 |                                                                                             |                                                                                                   |                                                                                                   |                                                                                             |                                                                                   |  |
| 〃 3 区      |       |                                                                                                               |                                                                                                               |                                                                                                     |                                                                                                 |                                                                                             |                                                                                                   |                                                                                                   |                                                                                             |                                                                                   |  |
| 香 日 向 3 丁目 | 1 区   |                                                                                                               |                                                                                                               |                                                                                                     |                                                                                                 |                                                                                             |                                                                                                   |                                                                                                   |                                                                                             |                                                                                   |  |
| 〃 2 区      |       |                                                                                                               |                                                                                                               |                                                                                                     |                                                                                                 |                                                                                             |                                                                                                   |                                                                                                   |                                                                                             |                                                                                   |  |
| 〃 3 区      |       |                                                                                                               |                                                                                                               |                                                                                                     |                                                                                                 |                                                                                             |                                                                                                   |                                                                                                   |                                                                                             |                                                                                   |  |
| 北 2 丁目     | 1 区   |                                                                                                               |                                                                                                               |                                                                                                     |                                                                                                 |                                                                                             |                                                                                                   |                                                                                                   |                                                                                             |                                                                                   |  |
| 〃 2 区      |       |                                                                                                               |                                                                                                               |                                                                                                     |                                                                                                 |                                                                                             |                                                                                                   |                                                                                                   |                                                                                             |                                                                                   |  |
| 北 3 丁目     | 1 区   |                                                                                                               |                                                                                                               |                                                                                                     |                                                                                                 |                                                                                             |                                                                                                   |                                                                                                   |                                                                                             |                                                                                   |  |
| 内 国 府 間    | 1 丁目  |                                                                                                               |                                                                                                               |                                                                                                     |                                                                                                 |                                                                                             |                                                                                                   |                                                                                                   |                                                                                             |                                                                                   |  |
| 東 1 丁目     | 1 区   |                                                                                                               |                                                                                                               |                                                                                                     |                                                                                                 |                                                                                             |                                                                                                   |                                                                                                   |                                                                                             |                                                                                   |  |
| 幸 手 スカイハイ  | 2 丁目  |                                                                                                               |                                                                                                               |                                                                                                     |                                                                                                 |                                                                                             |                                                                                                   |                                                                                                   |                                                                                             |                                                                                   |  |
| 東 2 丁目     | 2 区   |                                                                                                               |                                                                                                               |                                                                                                     |                                                                                                 |                                                                                             |                                                                                                   |                                                                                                   |                                                                                             |                                                                                   |  |
| 東 3 丁目     | 2 区   |                                                                                                               |                                                                                                               |                                                                                                     |                                                                                                 |                                                                                             |                                                                                                   |                                                                                                   |                                                                                             |                                                                                   |  |
| 東 4 丁目     | 2 区   |                                                                                                               |                                                                                                               |                                                                                                     |                                                                                                 |                                                                                             |                                                                                                   |                                                                                                   |                                                                                             |                                                                                   |  |
| 東 5 丁目     | 1 区   |                                                                                                               |                                                                                                               |                                                                                                     |                                                                                                 |                                                                                             |                                                                                                   |                                                                                                   |                                                                                             |                                                                                   |  |
| 〃 2 区      |       |                                                                                                               |                                                                                                               |                                                                                                     |                                                                                                 |                                                                                             |                                                                                                   |                                                                                                   |                                                                                             |                                                                                   |  |
| 〃 3 区      |       |                                                                                                               |                                                                                                               |                                                                                                     |                                                                                                 |                                                                                             |                                                                                                   |                                                                                                   |                                                                                             |                                                                                   |  |
| 〃 4 区      |       |                                                                                                               |                                                                                                               |                                                                                                     |                                                                                                 |                                                                                             |                                                                                                   |                                                                                                   |                                                                                             |                                                                                   |  |
| 緑 台 1 丁目   | 1 区   |                                                                                                               |                                                                                                               |                                                                                                     |                                                                                                 |                                                                                             |                                                                                                   |                                                                                                   |                                                                                             |                                                                                   |  |
| 〃 2 区      |       |                                                                                                               |                                                                                                               |                                                                                                     |                                                                                                 |                                                                                             |                                                                                                   |                                                                                                   |                                                                                             |                                                                                   |  |
| 〃 3 区      |       |                                                                                                               |                                                                                                               |                                                                                                     |                                                                                                 |                                                                                             |                                                                                                   |                                                                                                   |                                                                                             |                                                                                   |  |
| 〃 4 区      |       |                                                                                                               |                                                                                                               |                                                                                                     |                                                                                                 |                                                                                             |                                                                                                   |                                                                                                   |                                                                                             |                                                                                   |  |
| 緑 台 2 丁目   | 2 区   |                                                                                                               |                                                                                                               |                                                                                                     |                                                                                                 |                                                                                             |                                                                                                   |                                                                                                   |                                                                                             |                                                                                   |  |

# 消費者月間5/1～31

## 確かな選択

## ひろがるくらし



昨今、国際化や規制緩和が進んだことにより、私たちの身の回りに、今までにない新しい商品やサービスが出てきました。消費者にとって商品などの選択の幅が広がりました。

こうした変化の中で、生活をより堅実に、真に豊かにしていくためには、消費者一人ひとりがこれまで以上に、自分に必要な情報を集め、活用し、選択していかなければなりません。

このような消費者の役割は、「消費者の利益を擁護、増進し消費生活の安定と向上を確保する目的」で定められた『消費者保護基本法』の中でもうたわれています。また、この法は地方公共団体の役割も定めています。「消費者の保護に関する施策の策定と実施、事業者と消費者との間の取引に生じた苦情の処理、あつ施に努める」というものです。

この消費者保護基本法は、昭和43年5月に公布されましたが、それを記念して、5月が消費者月間となっています。タイトルの『確かな選択、ひろがるくらし』は、平成7年度の消費者月間のテーマです。

さて、この法の目的を達成するため、幸手市でも消費者としての知識を習得するための機会を設けています。また、平成

5年4月からは、消費生活相談窓口を開設し、消費生活に関する苦情や問合せなどの相談を受けています。

具体的には、生活用品、土地建物、設備、工事、各種修理、クリーニング、レンタル、金融保険、教育、福祉などの表示、広告、品質、安全性などの苦情やトラブルの相談を受けその処理方法、対応にお答えしています。みなさんから受けた相談は、埼玉県内や国民生活センターの全国ネットによる情報網に貯蓄され相談処理やトラブルの再発防止に利用されます。なお、相談者のプライバシーは厳格に守られるようになっていきますので安心してご相談ください。

消費者であるみなさんが商品やサービスの選択にあたり、本来に必要なのか、その商品を持つことで、どのような生活をしたのか、価格と品質との兼ね合いはどうか、同種の他商品と比べてみたかなどをよく考えてみましょう。消費者の厳しい目、確かな選択がよい商品を生みひいては消費生活の安定、向上につながります。

※消費生活相談は、毎週月、水、木曜日午前10時～午後4時  
※詳しくは、商工課☎(43)1111内線594へお問い合わせください。

## ねんきんのおはなし ②

### ご存知ですか免除制度

自営業、農業、学生などの第1号被保険者は、20歳から60歳まで国民年金に加入し保険料を納付することになっています。しかし、長い人生の間には失業や病気・災害などいろいろな事情で保険料を納めることが困難になる場合もあります。このような時のために、国民年金保険料を免除する制度があります。

免除にはつぎのものがありません。

#### (1) 法定免除

届け出ることによって免除されます。

① 障害基礎年金または障害厚生年金(1級・2級)などの受給権者

② 生活保護法による生活扶助を受けている人

#### (2) 申請免除

申請して認められると免除されます。

所得の少ない人や病気などで収入が減り保険料を納めるのが困難なとき、申請により一定の基準に該当すれば免除されます。

#### (3) 学生免除

学生の免除は、親と同居か別居か国公立の学生か私立の学生(定時制、夜間部、通信教育を除く)かなどによって、免除される親の所得の基準額が定められています。

※世帯全員の前年の所得額が基準となりますので必ず申告をしてください。

#### 保険料の追納

免除が承認されますと、その期間は年金を受ける資格期間として計算されますが、免除を受けた期間の年金額は、 $\frac{1}{2}$ になります。ゆとりができた場合10年以内であれば、さかのぼって納めることができます。

ただし、61年4月分からは免除から3年を経過すると加算額がつきます。追納すれば将来、満額の年金を受けることもできます。

#### 手続き方法

印鑑(学生の人は学生証または在学証明書と一緒に)を持参のうえ申請してください。

※詳しくは、保険年金課☎(43)1111内線142・143へお問い合わせください。



## いきいき生涯学習 14

# 生涯学習情報

みなさんが生涯学習を行って  
いくうえで、役に立つ情報を提  
供することは生涯学習を推進し  
ていくうえでは非常に重要なこ  
とであります。学習情報提供で  
扱う主なものとしては学習案内  
情報や学習内容情報です。

生涯学習は、一人ひとりが自  
らの向上のためにあらゆる領域  
で自主的に行う学習です。

この学習は読書やマスコミな  
どを通じて一人で学ぶことが基  
本ですが、同じ課題を持つ人た  
ちが学び合うことによってより  
大きな学習効果と喜びが得られ  
るもので現実に集団学習や施設

を利用した学習が盛んに行われ  
ています。

このような生涯学習の高まり  
や広がりを支え、多様な活動が  
主体的に行われるように、生涯  
学習を地域全体で取り組む体制  
を整備していくことが求められ  
ています。

みなさんの学習活動や学習要  
求が個別化、多様化、高度化す  
るなかで、公民館などでは一人  
ひとりが自分に合った手段・方  
法を選んで、いつでも、どこで  
も、だれでも学習できるように  
みなさんの生涯の各期にわたる  
様々な学習の機会を提供してい  
ます。

市では、行政分野・社会教育

分野・社会体育分野・その他各施

設で行われる1年間の生涯学習

活動を「生涯学習ガイド」として

まとめ各家庭に配付し情報の提

供を行っています。また、毎月発

行している「広報さつて」 「お

知らせ版」などにも学習情報の

ほかに健康・医療情報、文化情

報、消費生活情報など様々な情

報が掲載されており、その

ほか各公民館や図書館、コミュ

ニティセンターでも各種講座や

クラブ、催し物なども行われて

います。

これから、気候も良くなって

まいります。散歩の途中にぜひ

お近くの公民館などに寄ってみ

てください。生涯学習をはじめ

るきっかけになる情報が手に入

るかもしれません。

※詳しくは、生涯学習課 ☎(43)

1111内線643へお問い

合わせください。

合

## 6月の生涯学習活動

### 児童館

- ・幼児ふれあい教室
- ・父の日プレゼントづくり
- ・ちびっこ映画会

など

### 社会教育関係

- ・生涯学習キャラバン活動
- ・市内遺跡発掘調査

など

### 体育関係

- ・女性ゴルフ教室
- ・カヌー教室

など

### 公民館関係

- ・定例映画会（毎月第2土曜日）
- ・短期講座

など

### 図書館・勤労青少年ホーム関係

- ・文学講座
- ・お話し会（毎週土曜日）

など

### 社会教育関係団体

- ・ゴルフ大会
- ・さつて郷土かるた大会

など

## くらしの110番

## 新社会人を狙う

## 悪質商法にご用心

春は新入社、新入学の一  
ズンです。一方で、社会に出  
たてで契約に関する基本的な  
知識に乏しかったり、浮かれ  
気分の若者を狙って「マルチ  
商法」「アポイントメントセ  
ールズ」「キャッチセールス」  
など悪質な商法による被害が  
多発する時期でもあります。

殊に最近、急増しているの  
が、悪質な電話勧誘による「資  
格商法」のトラブルです。

この商法の特徴は、〇〇協  
会とか〇〇協議会などという  
名称で公的機関のように装っ  
た業者が、職場へ電話をかけ  
虚偽説明等を駆使して、しつ  
ように資格取得講座の受講を  
迫ってくる点にあります。

更には、過去の受講歴を理  
由に、再契約や登録抹消料の  
支払いを迫ったりする「二次  
被害」も目立ちます。

被害」も目立ちます。



業者は口頭での契約成立を  
主張し解約を拒否しますが、  
確かな合意がなく契約成立と  
いえない場合や、虚偽の説明  
によって契約して閉まった場  
合にはその無効・取消しの主  
張が可能です。しかし、電話  
による契約は訪問販売法の規  
制対象外のためクーリング・  
オフ（無条件解約）の適用が  
なく、いったん契約書に署名  
し返送してしまったり、支払  
いに応じてしまったり、解約交  
渉は難行します。

公的資格は受講するだけで  
は簡単に取得できません。そ  
の資格が自分にとって本当に  
必要かどうかよく考え、不要  
であればきっぱり断るよう  
にしましょう。

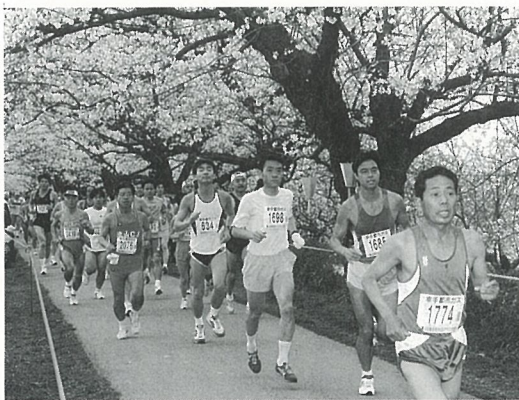
※消費生活のご相談は、市役  
所商工課 ☎(43) 1111内  
線594または春日部消費  
生活センター ☎048(7  
34) 0999へ。

## さくらマラソン大会

4月9日(日)第4回さくらマラソン大会が15部門で行われました。メインレースの10マイル(16.1km)にはコースの一部に権現堂桜堤が取り入れられ、県内外から集まったランナーたちは満開の桜の中マラソンを楽しみました。



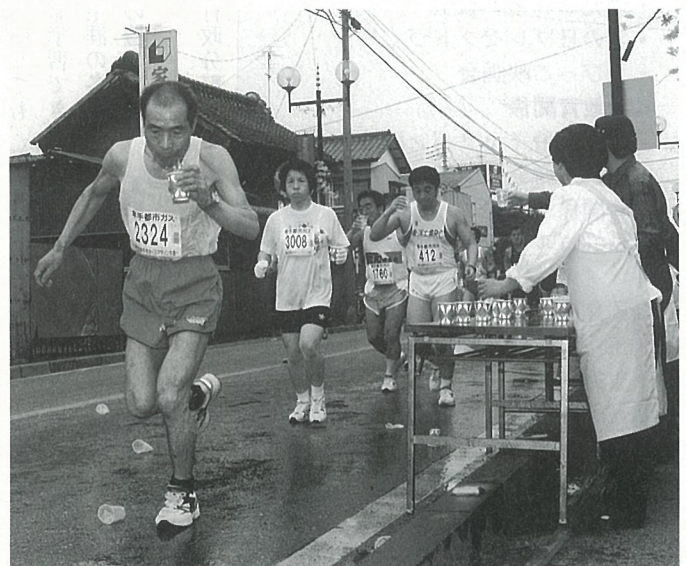
勇壮な栄太鼓



権現堂桜堤の中を



一斉にスタート



ボランティアの協力も

6寄してください。秘書課 ☎(43)1111 内線224

わ だ い



ファミリー音楽のつどい  
3月26日(日)アスカル幸手にさとう宗幸さんを招きファミリー音楽のつどいが行われました。会場をアスカル幸手に移して初めてのファミリー音楽のつどいには1,035人が集まり、さとう宗幸さんの「青葉城恋歌」などの情緒あふれる歌声に聞き入っていました。



### 第5回幸手市民大舞踏会

4月16日(日)アスカル幸手に約1,200人が集まり第5回幸手市民大舞踏会が行われました。色とりどりの衣装に身をつつんだ老若男女のダンサーがルンバやワルツ、タンゴなどのダンスを披露。会場は、軽やかにステップを踏むみなさんの熱気でいっぱいでした。



### 小・中学校の入学式

4月10日(月)市内各小・中学校で児童・生徒合わせて1,436人の入学式が行われました。新しい環境に飛び込んでいく子どもたちの表情には期待と不安が入り乱れていました。そんな子どもたちに父兄のみなさんと先生たちのあたたかい眼差しが注がれていました。

## ミスさくらコンテスト

今年も、4月1日から16日まで権現堂桜堤で恒例の桜まつりが行われました。期間中、過去最高の約70万人が訪れ、見事な桜のトンネルと黄色く色づいた菜の花の中で思い思いのお花見を楽しみました。9日(日)には、北公民館で、まつりのメインイベントであるミスさくらコンテストが行われ、第12代のミスさくら、準ミスさくらと特別賞の3人が選ばれました。



ミスさくら      準ミスさくら      準ミスさくら



山下 美樹さん(幸手市)

選ばれた瞬間は夢を見ている気分でしたが、王冠を載せてもらったときに実感がわいてきました。幸手在住のミスさくらとして幸手の発展に協力していきたいと思います。



二階堂ゆかさん(幸手市)

受賞後、客席から両親が手を振ってくれたことがうれしかったです。また、私自身はまちづくりに興味があるのでこれを機に幸手のイメージアップに役立ちたいと思います。



中家 薫さん(加須市)

思いがけない結果に驚いていますが、受賞できて光栄です。これから1年間、いろいろな行事に参加し幸手をより多くの人に知ってもらえるよう努力していくつもりです。



向かって右から  
審査員特別賞 伊貝光香子さん  
市長賞 沼田 利絵さん  
観光協会会長賞 鈴木 周子さん

## わ だ い

あなたの身近な出来事やわだい

**新消防団員入団式**  
4月8日(土)今年度新たに消防団員となったみなさんの入団式が行われました。今年の新人団員は23人。式終了後、市役所駐車場で操法や規律といった実技の訓練も行われ、地域防災のため、もしもの火災に備える消防団員としての基礎知識や技術を身につけました。



**太極拳入門講習会**  
4月3日から5月30日まで毎週月曜日西公民館で、太極拳入門講習会が行われています。4月17日には小学生を含めた11人が参加し、ストレッチをしたり、コーチの指導に合わせて太極拳の基本的なポーズを取ったりして、気持ち良さそうに汗を流していました。



**春休みお楽しみ会**  
4月7日(金)児童館で、県警察本部「ひまわり号」の婦警さんら4人を招き、春休みお楽しみ会が行われました。婦警さんは信号の見方や横断歩道の渡り方など、交通安全についての話を腹話術やゲームなどを通して楽しく、集まった子どもたちに話してくれました。

## 有名なまち

幸手市長  
増田 実

私が市長になろうと決心した理由の一つに、少年時代から抱いていた「有名なまちをつくりたい」という強い思いがありました。そして、有名なまちづくりを実現する手段として、桜をテーマとしたまちづくりを就任以来取り組んできました。

まずは、桜の数の充実として揚げた「桜十萬本運動」。公共施設や街路への植栽、イベント配布等で、数はすでに五千本を優に越えました。また、桜堤の施設を整備。訪れる花見客に、少しでもいい印象を持って帰ってもらいたいと、心がけました。次に取り組んだのは、桜を抱

き込んだイベント。今年のさくらマラソンは、桜が最も華やかに満開になる時期を選び、また、その名にふさわしい桜堤を通るコースを設定しました。ランナーは、皆一様に感動し、来年はもっとたくさん仲間と共に参加したいと語ってくれました。

今年、権現堂の桜堤を訪れた人は、過去最高の七十万人。春の光彩の中で街中にあふれた観光客は、ほとんどが市外から見えたお客様です。これは、マスコミでのPRの効果が大きかったのだと思います。各テレビ局に働きかけて、五

つもの局での放映が実現しました。

私は、この放映を遠く高知の地で見ました。折りしもさくらサミットに参加しており、我がまちの桜という財産に感動し、ふるさとっていいなと感無量の思いでした。共に参加した全国的に有名な桜のまちの首長も、幸手の桜はすごいねと、讚美してくれました。桜の充実・イベント・PRと三本立てで進めてきたまちづくりは、二十年後には必ず桜の中にまちがあるという私の理想を実現できるに違いありません。

## 困りごと 悩みごととは

## よろず相談所へ

市民相談の中から

## 【相談内容】

各地域に設置してあるフラワーボックスに植えられたばかりのポリアンサの花が、植えた日のうちに持ち去られているとの通報を受けるが、市としての対応策を聞きたい。

## 【回答】

担当課によると、被害状況は各場所において、200本近い花が盗難に合い困っているとのこと。市としては、地域の緑化

を推進するために、地域の人の協力を得て、フラワーボックスに四季の草花を植栽し、「花いつぱい運動」を展開、継続していきたいと考えている。一部の心ない人に地域で花を育てている人の心を踏みにじる行為の重大さを理解してもらうために、あえて警察に被害届けを出し対策をとることにした。また、今後とも市民のみなさんご協力

をぜひお願いしたい。  
すぐやる係の中から

## 【相談内容】

公園の滑り台の転落防止の柵がはずれています。このままでは危険なので至急直してほしい。

## 【回答】

すぐやる係が現場で調査したところ、木製の転落防止柵が腐って欠損していたので、鉄パイプでたなを作り直す補強工事を行った。

## 【5月の市長相談日】

◎日時 5月23日(火)



午前9時30分から

◎場所 よろず相談所

◎定員 2人(申込順)

◎申込み 随時受付

※詳しくは、よろず相談所 ☎

(43)1111内線105へ。



鉄パイプで補強する職員

## 市史 (57)

## 編さん室便り

子供の健やかな成長を祝う端午の節句も間近となりました。けれども、家の柱の前に子供を立てせ、背丈を柱に刻む、そんな家族のふれあいが遠い昔の古めかしい習慣になりそうな時代になりつつあります。

人の成長が刻まれた家は、まさにその人の人生そのものでもあり、家への慈しみや愛情は、他人からは想像も及ばないほど強く、温かいものなのです。

市史編さん室では、ふるさと幸手に昔から伝わってきた「住む」という行為を民俗的な視点から収集調査・記録化を行っています。そこで、平成7年3月に市史調査報告書第7集『幸手の民家』を刊行いたしました。

『幸手の民家』刊行  
この報告書は、幸手の住まいについて二つの視点から研究されています。一つは、幸手の民家が建つ立地環境の解明です。ここでは、昭和22(1947)年に撮影された空中写真を主に利用し、空から見た幸手市の住環境を明らかにしています。

## 白銀の世界で 記録へ挑戦



田中 宏尚さん  
千塚に在住

3月29日(水)に行われた県民総合体育大会のジュニアスキー選手権・小学生の部でスーパー大回転2位、大回転3位、総合2位の成績をおさめた中学1年生。

——スキーを始めたきっかけは

学校のスキー教室で友だちに比べて下手だったら恥ずかしいと思ったことです。

——スキーのどんなところが好きですか

スキー場は景色がとてもきれいなんですが、その中をすべり降りるときのスピード感がたまらなく好きですね。

——スキーを通じて何を得ましたか

何よりも友だちがいっぱい出来たことです。それによって自然に協調性も身についたと思います。また、普通なら経験出来ないような経験もたくさん出来ました。

——これからの夢は

全国大会で優勝したいですね。そして、将来は、プロでもアマチュアでもいいですから競技スキーを続けたいと思っています。



赤ちゃんの肌はデリケート

お元気ですか  
保健婦です



No.135

## 赤ちゃんのスキンケア

**Q** 私自身アトピーと言われて

いるので、生まれてきた子供には十分気をつけていたのですが、季節の変わり目になると肌がかさついてきて不安です。日常生活の中で何か気をつけられることはないでしょうか？

**A** アトピーは、身の回りのいろいろなものにかぶれたり、敏感に反応して湿疹がでることが多いです。そこで、毎日の生活の注意とスキンケアがとても大切になってきます。

①温まるとかゆみが強くなります

皮膚の表面の温度が上がるほど、かゆみが強くなります。お風呂は「少しぬるめ」くらいの

湯かげんで、長湯をさせずに切り上げましょう。

②手のひらでやさしく洗いましょう

体を洗うときに、合成繊維製のスポンジや洗い布で洗うと皮膚の表面を皮削り取ることになります。やさしくお母さんの手(ソフトガーゼや柔らかいタオル)などで洗ってあげましょう。

③シャンプー・せっけんは刺激の少ないものを

一般的にはベビー用といわれている低刺激のもので十分です。大切なことは肌についたせっけん分をよく洗い流すことです。

④衣類は綿100%のものを

直接肌にふれる下着は赤ちゃんのこと、上に着る服も綿100%が理想的。デザインもシンプルの方が肌への刺激が少なく済みます。また子供をだっこしたり、おんぶしたりする機会の多いお母さんも、木綿の衣類を着ていただきたいものです。

⑤洗濯後のすすぎは十分に

漂白剤や柔軟仕上げ剤は避けて下さい。

洗剤や漂白剤の成分が残っていると、かぶれや皮膚炎の悪化の原因になります。

⑥薄着の習慣を

薄着の習慣は皮膚や体温調節機能を鍛え、アレルギーの出にくい体をつくる効果もあります。



二つめは、市内に所在する19棟の伝統的な古民家について、専門家が実測調査し作成した図版90点、さらに写真約1000点も掲載しています。また、各家に伝わる住まいに関する習俗も詳しく説明されているので、目で見てでも充分楽しめる。同時に学術的にも専門家の評価が高いものとなっています。

最後にこの報告書作成にあたり多大なご協力をいただいた調査民家のご家族のみなさまに心からお礼申し上げます。

この「幸手の民家」は教育委員会生涯学習課、図書館および市史編さん室の各窓口で頒布しております。市民のみなさんのご購読をお待ちしております。

※詳しくは、市史編さん室(43) 3248へ。

## わが家の味自慢 (13)

## フルーツきんとん



岡島 きみ (中3)

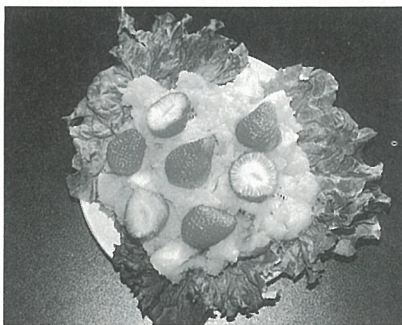
食生活改善推進員の仲間に入れていただき、健康に良い食生活のありかたなどをみなさんと一緒に学んでいます。手間がかからず、甘味も少ない、さわやかな味のきんとんです。主人の好物の一品です。

## 〔作り方〕

- 1 さつまいもは、皮を厚めにむいて1cm厚さの輪切りにして水にさらす。
- 2 いもがかぶる位に水を入れて、充分やわらかくなるまで約10分位ゆでる。
- 3 ゆで湯を切って、砂糖、缶づめのシロップ、水を加えて、手早く練り合わせる。水気がなくなるまで練り合わせたら火からおろしてあら熱をとる。
- 4 パイナップルを1cm角に切ってレモン汁とともに加えまぜる。
- 5 食べるときに、りんごとキュウイを1cm角に切つてあえる。皿にサラダ菜をしいて盛りつけて季節のフルーツ(いちご)を飾る。

## ●材料 (4人前)

|             |     |   |     |
|-------------|-----|---|-----|
| さつまいも       | 2   | 本 | カップ |
| 砂糖          | 1/2 |   |     |
| パイナップル (缶詰) | 3   | 缶 | 切   |
| パイナップル汁     | 1/2 |   | カップ |
| レモン汁        | 1/6 |   | 個分  |
| りんご         | 1/2 |   | 個   |
| キュウイ        | 1   |   | 個   |
| サラダ菜        | 適宜  |   |     |
| フルーツ (いちご)  | 適宜  |   |     |
| 水           | 少々  |   |     |



## わが家のアイドル

## 真菜美ちゃん

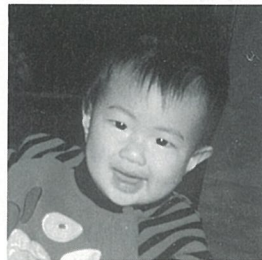


鈴森忠久・由紀江さん (南3) の次女 (1歳5か月)

【父母のひと言】

元気に育って下さい。

## 祐美ちゃん



毛塚 務・好枝さん (東5) の長女 (11か月)

【父母のひと言】

元気で明るい子に育ってね。

## 千奈津ちゃん



衣川昭男・江里子さん (円藤内) の長女 (1歳1か月)

【父母のひと言】

健康でやさしい子に育ってね。

## 艾 芸

## 若 草 句 会

「春めく 薄氷 春の風邪」  
春風邪の妻に問ひつゝ 厨事

深野魯堂・南二

春めくや帰路はゆつくり女坂

吉羽安子・外国府間

空咳は孤独のはじめ薄氷

外山鬼灯・緑台一

不時着の紙の飛行機春めきぬ

藤井順子・東二

雨よんで大地黒々春めける

渡辺裕子・南二

## さつて川柳会

知恵袋逢う人ごとにまた増える

石田一江・中一

手伝つて形の違うよもぎ餅

片柳多喜子・北一

ルビー婚おかめひよつとこ共白

## 短 歌 詠 草

髪 服部光一・中四  
老いて迄ひとり渡る浮世橋  
田鍋紫都・東一

野路をきてしばし憩へる公園の  
ベンチの傍へ寒椿の花  
大山てる子・中二

野に立ちて落暉を過ぎる貨車の  
列友とかぞへし遠き日のあり  
田島邦子・香日向

琥珀色になりたる瓶の花梨酒は  
夜ふかしのわが喉をうるほす  
高橋静枝・内国府間

退院の娘に花束の贈られて家の  
そここに春の香は満ち  
金井啓子・緑台

ゑんだらの垣結びをればかたは  
らのひめおどりこさう花をつけ  
をり  
小澤六子・中二

## 表紙の写真

さくらマラソン大会

4月9日(日)

さくらマラソン

大会が行われました。

今年で4

回目を数える今

回は10マイルコースに権現堂桜堤が盛り

込まれる趣向も。満開の桜に包まれて健

脚を競った参加者からは「さわやかな気

分で走れた」などの声が聞かれました。



## LIVING INFORMATION

くらしの  
情報市役所の  
代表電話は

43-1111です。

13・14・15ページで問い合わせ番号のないものは、市役所の代表電話へおかけください。

## お知らせ

大学入学資格検定の  
説明会と個別相談会

高校中退者など、高校を卒業していない人にも大学進学などへの道を開く大学入学資格検定の説明会と個別相談会を開催します。なお、当日は専門相談員が対応します。

とき 5月20日(土)午後1時30分から  
ところ 熊谷市商工会館3階会議室  
とき 5月27日(土)午後1時30分から  
ところ 越谷市中央市民会館5階第2会議室

費用 無料

※電話予約が必要です。

問合せ 大検情報センター☎0120(555)018

## ご参加ください

## 市内施設めぐり

とき 5月31日(水)午前8時30分市役所に集合

見学場所 ひばりヶ丘桜泉園、権現堂調節池、アスカル幸手、民具館など

定員 35人(申込み順)

参加費 500円(保険料など)

申込み 5月19日(金)までに秘書課へ(電話も可)

問合せ 秘書課 内線 223

## 消費生活セミナー

## 第1回

とき 5月16日(火)午後2時～3時30分

ところ 市役所第1会議室

テーマ 水道水の安全性とおいしい水

## 第2回

とき 6月16日(金)午後1時～3時30分

ところ 市役所第1会議室

テーマ 牛乳パックで素敵な花を

問合せ 商工課 内線 593

## チャリティーカラオケ祭

幸手カラオケ連合会では、十周年社会福祉・交通遺児チャリティーカラオケ祭を開催します。

とき 6月18日(日)午前9時30分～午後5時

ところ アスカル幸手

ゲスト 白鳥みづえさん、江森なおえさん、藤はる美さん

※入場無料、飛び入り参加可、入場者全員による大抽選会もあります。

問合せ 田中千代子さん宅☎(42)1452

## 菊の苗作り講習会

とき 5月12日(金)午後1時30分から

ところ 老人福祉センター

費用 無料

問合せ 老人福祉センター☎(48)0794

## 第9回春季幸手市民将棋大会

とき 5月28日(日)午前9時から受付  
午前10時から試合開始

ところ コミュニティセンター

対戦 一般の部・学生の部

費用 一般1,500円 学生700円

※当日は昼食、参加賞つきです。

問合せ 高花勝三さん宅☎(42)2234

## 募集しています

## ソーシャルダンス初心者講座

幸手市ソーシャルダンス協会では、第3回ソーシャルダンス初心者講座をつぎのとおり開催します。

とき 5月17日～7月26日毎週水曜日午後2時～4時(全11回)

ところ コミュニティセンター

対象 市内在住、在勤の人

費用 1,000円

申込み コミュニティセンター☎(43)9390

山木美智子さん宅☎(42)8301

警察官・婦人警察官  
警察事務職員募集

埼玉県では、警察官、婦人警察官、警察事務職員の募集をしています。

受付期間 ①警察官(警察官Ⅰ類、婦人警察官Ⅰ類、国際捜査Ⅰ類、武道指導Ⅰ類)は4月24日(月)～5月19日(金)  
②警察事務職員(上級)は4月24日(月)～5月31日(水) ③警察職員(技術吏員)は5月18日(木)～5月31日(水)

1次試験日 ①6月4日(日) ②6月25日(日) ③6月25日(日) ※1次試験合格者は2次試験があります。

問合せ 幸手警察署警務係☎(42)0110

## あなたもジュニアリーダーに

中央公民館では、ジュニアリーダースクラブ会員を募集しています。あなたも参加してみませんか。

活動内容 キャンプ、レクリエーション、スキー、奉仕活動など

対象 市内在住の中学生、高校生

会費 年額1,500円

申込み・問合せ 中央公民館☎(42)5156

## クラブ員の募集

## ▶あすなろテニスクラブ

○活動日/毎週日曜日午前7時～8時30分 ○会場/勤労者体育センターテニスコート ○対象/小学4年～中学3年生 ○会費/入会金3,000円 年会費9,000円 ○申込み・問合せ/山口博嗣さん宅☎(43)1348

## ▶マーガレット(英会話)

○活動日/毎週水曜日午前9時30分～11時30分 ○会場/中央公民館 ○会費/月2,400円 ○申込み・問合せ/山下幸子さん宅☎(43)4005

## ▶火曜着付けクラブ

○活動日/毎月第2・4火曜日午前9時30分～11時30分 ○会場/中央公民館 ○会費/月1,000円 ○申込み・問合せ/松本たけ子さん宅☎(42)2617

## ▶らくらくヨーガサークル

○活動日/毎週土曜日午後3時～4時 ○会場/北公民館 ○会費/月1,500円 ○申込み・問合せ/芦沢玲子さん宅☎(43)5177

## ▶やさしい英会話サークル

○活動日/毎週金曜日 初級・午前9時30分～10時30分 中、上級・午前10時45分～11時45分 ○会場/勤労福祉会館 ○会費/月3,000円 ○申込み・問合せ/郡司美華さん宅☎(43)7841

## 上下水道料金の一本化

上水道と公共下水道の両方をご利用のみなさんには、水道料金と下水道使用料を別々にお支払いしていただいていたが、平成7年度からは水道料と下水道使用料を一本化し合計した金額でお支払いしていただきます。

問合せ 下水道課 内線 573 または水道管理課 ☎(48)0050

## 家庭で飼えなくなった猫の引き取り

猫は、責任をもって飼いましょう。子猫の世話ができない時は、避妊手術を受けさせましょう。どうしても飼えない猫は、つぎのとおり引き取ります。

とき 5月18日(木)午前11時30分～11時50分

ところ 保健センター

※猫は必ず麻袋に入れてお持ちください。

麻袋のない人は、保健センターでお貸しします。印鑑をご持参ください。

問合せ 保健センター ☎(42)8421

## ショートステイ（短期保護）の利用方法が変わりました

ショートステイの利用については、そのつど市役所の窓口で申請していただきましたが、4月からの利用については、「利用券方式」に変わりました。利用券方式では、一度市役所の窓口で登録申請をし、「利用券」を取得していただくことで後の利用については市で契約している施設へ直接申込みができます。

○ショートステイとは

お年寄りを世話している人が

- ・病気や事故のとき
- ・冠婚葬祭などの行事があるとき
- ・介護疲れを回復したいとき
- ・旅行にでかけるときなど

老人ホームで一時的にお年寄りをお預かりする福祉サービスです。

問合せ 福祉課 内線 159

## 身体障害者巡回更生相談

とき 6月8日(木)

ところ コミュニティセンター

対象 肢体不自由者

主な内容 身障者手帳診断、補装具判定、年金、特障手当診断、リハビリなどの相談

申込み 5月25日(木)までに福祉課へ

問合せ 福祉課 内線 157

## 統計調査協力員を紹介します

市では、国・県・市が行う統計調査を正確かつ迅速に行うため、統計調査協力員をつぎの人にお願ひしました。(敬称略)

| 調査員氏名   | 住 所        |
|---------|------------|
| 藤 沼 キミ子 | 北1-4-31    |
| 斉 藤 宏 子 | 権現堂16-2    |
| 田 口 愛 子 | 緑台1-46-8   |
| 細 井 美代子 | 緑台2-12-3   |
| 魚 谷 由喜江 | 緑台1-66-22  |
| 小 林 英 雄 | 下吉羽171-1   |
| 望 月 眞 澄 | 緑台2-10-1   |
| 佐 藤 治 子 | 中3-8-41    |
| 吉 田 惇 子 | 緑台1-41-18  |
| 宮 田 俊 江 | 栄6-11-502  |
| 駒 橋 淑 子 | 中5-8-5     |
| 宗 像 京 子 | 栄3-15-204  |
| 八 巻 桂 子 | 東4-20-8    |
| 根 岸 信 子 | 中5-31-15   |
| 臼 田 美弥子 | 緑台1-52-6   |
| 蛸 崎 梅 子 | 上高野2007-5  |
| 大 城 ゆり子 | 南2-16-13   |
| 松 本 泰 子 | 緑台1-68-6   |
| 鈴 木 和 子 | 平野68-5     |
| 小曾根 信 義 | 惣新田1425-1  |
| 田 口 幸 枝 | 円藤内701-1   |
| 出 崎 博 子 | 栄3-14-406  |
| 高 橋 清   | 戸島2945-55  |
| 関 根 文 子 | 北1-2-48    |
| 安 藤 とみ子 | 西1-14-23   |
| 鈴 木 智 子 | 北2-2-17    |
| 三 角 淑 子 | 平須賀2-228-4 |
| 松 永 千恵美 | 香日向3-4-9   |
| 吉 良 和 子 | 惣新田1465    |

## 不正大麻・けし撲滅運動にご協力ください

埼玉県では、6月30日まで不正大麻・けし撲滅運動を実施中です。「大麻」や「植えてわるいけし」を発見したら、幸手保健所 ☎(42)1101 または、警察署等にご連絡ください。



## 不用品活用コーナー

### ◆ゆずります

食卓セット(6人用)……………8,000円  
男児用ホームルスーツ……………価格応談  
歩行者……………1,200円

### ◆ゆずってください

ヒーター・ストーブ用ガード  
フェンス……………1,000円  
子供用ベッド……………価格応談

問合せ・登録 商工課 内線 593

## 市職員の人事異動

4月1日付けで行われた市職員の課長職以上の異動者を掲載します。

※( )は前職です。

〔市長部局〕

▶部長級 ○総務部長(消防本部消防長)黒土法穂 ○民生部長(建設経済部長)大久保重雄 ○建設経済部長(民生部長)藤沼貢

▶参事級 ○民生部参事兼保険年金課長(民生部保険年金課長)入江敏夫 ○同参事兼保健衛生課長(民生部次長兼保健衛生課長)金子隆生

▶課長級 ○総務部財政課長(総務部税務課長)新井幸一 ○同財政課副参事(総務部財政課課長補佐)菅谷誠一 ○同副参事兼女性政策担当(総務部庶務課参事)高橋均 ○同よろず相談所長(議会事務局次長)藤沼誠一 ○同税務課長(総務部収税課長)木村昇市 ○同収税課長(教育委員会生涯学習課長)石塚保 ○民生部副参事(民生部福祉課参事)増田隆司 ○同社会児童課長(民生部環境保全課長)田口重雄 ○同環境保全課長(民生部社会児童課長)中村康雄 ○建設経済部都市整備課長(教育委員会総務課課長補佐)成田博 ○同駅東口開発事務所長(建設経済部都市整備課長)栗田匠

〔行政委員会などの事務局〕

▶課長級 ○議会事務局長(総務部よろず相談所長)小暮和男 ○議会事務局参事(民生部保険年金課参事)小林勇

〔教育委員会〕

▶参事級 ○教育委員会参事兼総務課長(総務部次長兼財政課長)入江武男

▶課長級 ○教育委員会生涯学習課長(民生部保健衛生課課長補佐)長谷川進也

〔消防本部〕

▶部長級 ○消防本部消防長(議会事務局局長)田辺清

〔退職〕 (3月31日付け)

▷(総務部長)福島繁雄 ▷(教育委員会総務課長)船川治

## 各種相談(無料)

### ◆心配ごと相談

家庭内・外心配ごとなど  
毎月第2・第4木曜日 午前10時～午後3時 市役所1階福祉相談室  
問合せ/社会福祉協議会 内線102

### ◆教育相談

子ども(18歳まで)に関する諸問題  
毎週水曜日 午後3時～5時 市立図書館 問合せ/教育委員会学校教育課 内線631

### ◆家庭児童相談

子ども(18歳まで)に関する諸問題  
毎週月～金曜日 午前9時～午後4時 市役所1階家庭児童相談室  
問合せ/社会児童課 内線164

### ◆内職相談

内職したい人、出したい業者  
毎週火・金曜日 午前10時～午後4時 市役所商工課内 問合せ/商工課 内線594

### ◆消費生活相談

消費生活に関する諸問題  
毎週月・水・木曜日 午前10時～午後4時 市役所商工課内 問合せ/商工課 内線594

### ◆法律相談

借地・借家、損害賠償などの諸問題  
毎月第2木曜日 午前10時～午後3時 市役所第2庁舎第3会議室 問合せ/庶務課庶務係 内線232 ※予約制。

### ◆人権と行政相談

隣近所とのいざこざ、行政への要望  
毎月第2木曜日 午前10時～午後3時 市役所第2庁舎第2会議室 問合せ/庶務課庶務係 内線232

### ◆税務相談

税に関する諸問題  
5月15日(月) 午前10時～午後3時 市役所第2庁舎第3会議室 問合せ/税務課 内線133

### ◆ボランティア相談

ボランティア情報等の相談に応じます  
毎月第2・第4水曜日 午前10時～正午 コミュニティセンター内ボランティア相談室☎(43)9392(電話相談可)  
問合せ/社会福祉協議会 内線102

平成7年4月1日調べ

## 商品調査価格表

| 品名       | 規格          | 価格(円) |     |     |
|----------|-------------|-------|-----|-----|
|          |             | 高値    | 低値  | 平均  |
| しょう油     | パック 1ℓ      | 298   | 258 | 288 |
| みそ       | 1kg         | 548   | 259 | 408 |
| サラダ油     | ポリ容器入 700g  | 384   | 198 | 322 |
| 砂糖       | 上白糖 1kg     | 223   | 158 | 200 |
| マヨネーズ    | ポリ容器 500g   | 348   | 338 | 346 |
| 食パン      | 1斤 8枚切      | 170   | 120 | 152 |
| バター      | 225g        | 358   | 299 | 351 |
| 牛乳       | 1,000ml     | 228   | 178 | 204 |
| 豚肉       | ももスライス 100g | 216   | 108 | 148 |
| 鶏肉       | ももブロック 100g | 98    | 78  | 89  |
| 玉子       | M 10コ       | 228   | 147 | 165 |
| トマトケチャップ | チューブ入 300g  | 238   | 195 | 203 |
| レタス      | 中 1コ        | 225   | 78  | 159 |
| トイレトペーパー | 65m 12ロール   | 594   | 178 | 455 |
| 灯油       | 配達付 18ℓ     | 809   | 503 | 653 |
| ガソリン     | 1ℓ現金売       | 100   | 90  | 97  |

※消費税抜きの価格です

(消費者モニター調べ)

■3月の水の使用量/総配水量 626,121m<sup>3</sup> 海洋センタープールの約1,751杯分

## LIVING INFORMATION

# くらしの 情報

市役所の  
代表電話は

**43-1111**です。

13・14・15ページで問い合わせ番号のないものは、市役所の代表電話へおかけください。

## お知らせ

### 水道配水管の清掃作業

とき 5月18日(木)・25日(木)午後10時から翌朝5時ごろ

対象 市内全域

※なお、清掃作業中は水の出が悪くなったり、にごり水が出るおそれがありますので、ご注意ください。

問合せ 水道管理課☎(48)0050



### 今月の納税など

今月は固定資産税1期と国民年金保険料5月分の納期です。5月31日(水)までに納付してください。

※固定資産税の前納分についても5月31日(水)までに納付してください。

問合せ 税務課 内線137 保険年金課 内線142

### 乳がん・子宮頸がん検診

がんは早期発見、早期治療が大切です。定期的に検診を受けましょう。

とき 6月6日(火)・7日(水)・9日(金)・16日(金)・21日(水)

受付時間 正午～午後1時

ところ 保健センター

対象 市内在住で30歳以上の女性

定員 各日120人(申込み順)

費用 乳がん/視触診500円 X線(医師が認めた人のみ)500円 子宮頸がん500円

申込み・問合せ 保健センター☎(42)8421

## ありがとうございました

### ◎社会福祉のために

○幸手木友会(飯原宗次代表)から4万9,224円

○高田けい子さんから8万円

○幸手市公民館クラブ連絡協議会から4万3,586円

○トヨタカローラ埼玉(株)幸手営業所から8,400円

### ◎交通遺児のために

○幸手白百合幼稚園から3万9,108円

## 危険物取扱者保安講習

免状の交付を受け危険物製造所などで取扱作業をしている人は3年以内ごとに受講してください。

### 〔給油取扱所〕

とき・ところ 6月8日(木)浦和市民会館 6月13日(火)春日部福祉センター

〔その他〕(給油取扱所以外)

とき・ところ 7月13日(木)・25日(火) 春日部福祉センター

申込期間 5月15日(月)～5月18日(木)

問合せ 消防本部☎(42)9119

## 消防団の新役員を紹介しす

消防団の新役員がつぎのとおり決まりました。(敬称略)

○団長 鈴木功 ○副団長 江森榮五郎・中村道夫 ○団本部部長 石井千代枝

○第1分団長 宮田泰造 ○第2分団長 矢島昇

○第3分団長 野口元一郎 ○第4分団長 小森谷進治

○第5分団長 高塚善光 ○第6分団長 山口林三郎



## ハッピーネットワーク (2)

### テニスでストレス解消

#### 幸手ローンテニスクラブ

テニスボールを追って、迫力いっぱい練習が展開され、参加者全員いい汗を流していました。

今回は、テニスクラブ「幸手ローンテニスクラブ」を訪ねました。

昭和54年4月1日に発足で、今年17年目を迎えます。現在の会員数は46人。毎週土・日曜日午前9時から午後5時まで東テニスコートで活動しています。

公民館の講座受講者やテニスクールを経てこのクラブに入部した人がほとんどで、発足当初からのメンバーが多く夫婦で加入している人もいるとのこと。夏には合宿や他団体との対抗戦を積極的に行いますし、秋には女性のグループで山登りをするなど幅広い活動もされています。

「練習で汗をかけた後は身も心もそう快ですね」

「テニスは思っていた以上にハードなんです」と額に汗をかき、息をはずませながら話すみなさん。

体力づくりと親睦をモットーに、テニスを楽しみ、その一方で、県大会や市の大会にも参加していきたいと抱負を語っていました。

会員募集中——連絡先  
宮本清一さん宅 ☎(43)1988

#### 募集しています…

ハッピーネットワーク、ほほえみキャッチ、わが家の味自慢のコーナーに登場していただける方は、市役所秘書課 ☎(43)1111(内線224)までご連絡ください。

## 鯉のぼり

風薫る5月。端午の節句にちなんで、鯉のぼりが春風をはらんで空を泳ぐ。本来、水の中にいるはずの鯉が風をのみこみ体をふくらませ真鯉と緋鯉がひるがえる。家々の鯉のぼりを見上げていると、とてもものびやかな気持ちを味わえ、いつまでも見飽きることがない。

幸手



## ほほえみキャッチ! (2)

今回はほほえみを探しに、久喜中央三菱自動車株式会社・カープラザ幸手店を訪ねました。

窓口での接客サービスや経理、コンピュータの受注入力の仕事をして今年で2年目。子どものときから車が好きで、もっと車のことを知りたいという思いがこの仕事を選ぶきっかけになったとか。職場の雰囲気は和気あいあいとしてとても楽しいとのこと。

趣味はスキー。習いはじ



岡田 玲子さん

久喜中央三菱自動車株式会社(上高野1丁目)に勤務  
昭和46年7月29日生まれ  
血液型 O型  
栗橋町に在住

めて3年目で、今シーズンはスキー場に5回ほど行っただけです。特に、新潟の神立スキー場がお気に入り。来シーズンもぜひ行ってみたいと話していました。

「明るい性格でお客様からの評判もいいですよ」と話される上司の信頼も厚い。彼女の将来の夢は、「誠実でやさしい人とめぐりあい、結婚しても友だちが気軽に遊びに来れる家庭を築きたいですね」と話す笑顔の素敵なお嬢さんでした。

### こちら編集室です

先日行われたさくらマラソンに参加。たった2キロの親子コースでしたが走る前の不安、緊張は子どもの頃感じたかけっこの時のような心境でした。無事完走「やったぞ」という達成感とこちよい汗に主役の子どもたち以上に満足しました。来年は皆さんも是非参加を。 ☎

#### 人口・世帯

#### ▶ 4月1日現在

|              | 人口          | 世帯 | 前月比 |
|--------------|-------------|----|-----|
| 人            | 58,519(517) |    | △53 |
| 男            | 29,477(312) |    | △37 |
| 女            | 29,042(205) |    | △16 |
| 世帯数          | 18,360(394) | 世帯 | +30 |
| ※( )内は外国人登録数 |             |    |     |